

令和7年第10回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時： 令和7年10月8日（水）14時47分～15時18分

場 所： 第一会議室

出席者： 西川 祐司学長、奥村 利勝理事、東 信良理事、辻 泰弘理事、佐古 和廣理事、
川辺 淳一副学長、藤谷 幹浩副学長、牧野 雄一副学長、吉原 秀昭副学長、
升田 由美子看護学科長、西條 泰明教授、長谷川 博亮教授、武輪 能明教授

欠席者： 紙谷 寛之教授、工藤 直志教授

陪席者： 吉崎 敏樹監事、村木 一行監事、長谷川総務課長、佐藤人事課長、小澤学務課長

議事に先立ち、令和7年第9回教育研究評議会（令和7年9月3日開催）の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 教員の人事について

（1）医療安全管理部教授候補者の選考について

本件について、学長から発議及び資料1に基づき説明があり、審議、投票の結果、資料のとおり教授最終候補者とすることが了承された。

次いで、学長から、発令日は本人の意向を踏まえて決定する旨付言があった。

（2）配置換及び兼務発令について

本件について、学長から発議及び資料2に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり配置換及び兼務発令について了承された。

次いで、学長から、各氏の発令日は資料のとおりを予定している旨付言があった。

2. 准教授及び講師の選考基準の改正について

本件について、学長から発議及び資料3に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり准教授及び講師の選考基準の改正について了承された。

なお、審議過程において、西條教授から、教員評価の結果（過去3～5年分）を提出必須書類とすることについて、大学ごとに評価基準が異なるため、学内外での公平性に疑問があるとの指摘があり、これに対し、西川学長から、教員評価の結果は選考における指標の一つではあるが慎重に扱う旨回答があった。

また、牧野副学長から、教授は博士の学位を有していないなくてもなることができる一方、選考基準改正後の准教授及び講師は博士の学位を有する者とされ、教授の選考基準よりも厳しい要件となっているため、教授の選考基準についても見直しが必要ではないかと質問があった。これに対し、種々意見交換の結果、准教授及び講師については、学内教員に博士の学位取得を促す観点からも、博士の学位を必須とする一方で、教授については、卓越した業績を有する場合を想定し、外部から優れた人材を確保する観点から、博士の学位の有無にかかわらず従来どおり業績等により総合的に判断することとし、現時点では教授の選考基準の改正を必要としないこととした。

3. 非常勤講師の任用について

本件について、学長から発議及び資料4に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり非常勤講師の任用について了承された。

4. 外科学講座の再編について

本件について、学長から発議の後、長谷川総務課長から資料5に基づく説明があり、審議の結果、資料のとおり外科学講座の再編について了承された。

次いで、学長から、施行日は令和7年11月1日とする旨付言があった。

報告事項

1. 教員の退職について

教員の退職者は、資料6のとおりであること。

2. 令和7年度臨床実習後OSCEの課題数について

奥村副学長から、令和4年度より臨床実習後OSCEを卒業要件として6課題（機構課題3課題+本学独自課題3課題）で実施してきたが、令和7年6月25日開催の教育センター共用試験臨床実習後OSCE部門会議において資料7に基づき審議した結果、今年度は機構課題2課題のみで実施することが決定され、10月4日の試験は当該2課題で実施した旨報告があった。

また、課題数変更に関する本会議への報告が試験終了後となった手続き上の不備について言及があり、今後は、試験実施方法等について事前に関係会議での報告及び協議を徹底し、運営体制の改善を図るとともに、来年度は今年度の課題を踏まえ、教育センターを中心に対応を検討する予定である旨説明があった。

これを受け、西川学長から、今後は手続き上の不備がないよう留意すること、事務局の負担軽減に向けた体制の検討を行うこと、また、模擬患者の不足に対応するため、旭川においても積極的に養成を進めるよう指示があった。

次回の教育研究評議会開催予定について

令和7年11月12日（水）14時45分から次回の教育研究評議会を開催すること。